## 県内市町村が行う不妊治療費の助成について 〇一般不妊治療(人工授精)

市町村名	対象者	助成内容	ホームページ
高山市	1. 治療開始時点において夫婦である方(事実婚含む) 2. 治療期間および申請日のいずれにおいても夫または妻のいずれか一方または両方が市内に住所を有している方 3. 市税等の滞納がない方	12負担組の3万円を上限に助成、人工授精に係る事前検査等。	https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/10000 19/1000105/1017481/1017366.html
海津市	・医療機関において不妊症と診断され、治療の必要性が認められた者 ・市内に住所を有する夫婦 ・市税等の未納がないこと	1回の治療期間につき上限10万円まで	-
東白川村	・夫婦のうち、どちらかが不妊・不育治療の期間及び助成金の交付申請日に本村の住民基本台帳に記録されていること。 ・①健康保険法、②船員保険法、③市立学校教職員法、④国 家公務員共済法、⑤国民健康保険法、⑥地方公務員等共済組 合法の規定による被保険者又は被扶養者であること。	Ⅰ・医療保険各法に規定する治療の給付の適用となる一般不妊	https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/kuras hi/boshi/ninshin/
垂井町	以下の条件を満たす方。 ・治療開始日において、夫婦であり、申請日において夫婦のいずれか一方が町内に住所を有する。 ・他の市町から助成を受けていない。	前検査、管理料、初診料、再診料、超音波検査、処方等も――	https://www.town.tarui.lg.jp/site/sukoyaka/149 6.html
八百津町	・医療保険各法に基づく給付の対象とならない一般不妊治療 ・治療開始時点において夫婦(事実婚含む)であり、治療期 間及び申請日のいずれにおいても夫または妻のいずれは一方 又は両方が八百津町内に住所を有するもの。	・助成金の額は、1年度につき、医療機関及び医療機関からの処方により院外処方を受けた薬局等に対し、本人負担額として支払った金額に2分の1を乗じて得た金額と5万円のいずれか少ない方の額とする。ただし、その額に1000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	https://www.town.yaotsu.lg.jp